

別表（VI）高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成24～28年度入学者（※平成23年度以前入学者は取得できません。）

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎I 憲法・基礎II	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe（水泳） 健康スポーツf（スキーI） 健康スポーツg（スキーII） 生活と健康	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語IA 英語IB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法	6	教育課程論	2		
	・道徳の指導法		社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II	2 2		
	・特別活動の指導法		特別活動論	1		
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法		生徒指導	2		進路指導を含む
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	教育相談	2		
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習I 教育実習II	1 2	2	※1
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		26	2	26単位必修

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択必修	
「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	20 単位	法学	2	4	※2
		国際法	4	4	
		行政法 I		2	
		民法・基礎 I		2	
		民法・基礎 II		2	
		刑法 I		4	
		憲法 II		4	
		行政法 II		4	
		租税法		4	
		民法 II		4	
		民法 III		4	
		民法 IV		2	
		刑法 II		2	
		国際機構論		4	
		商法 I		4	
		商法 II		4	
		商法 III		4	
		民事手続法		4	
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	20 単位	倒産処理法		2	※2 ※2
		知的財産法		4	
		労働法		4	
		社会保障法		4	
		国際経済法		4	
		国際取引法		4	
		経済学入門 I	2	4	
		経済学入門 II	2	4	
		マクロ経済学		2	
		ミクロ経済学		4	
		経済史		4	
		経済分析論		4	
		計量経済学		4	
		経済データ解析論		4	
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	20 単位	経済学史		4	5 科目から 3 科目選択必修
		日本経済史		4	
		外国経済史 I		4	
		国際経済学		4	
		公共経済学		4	
		労働経済学		4	
		産業組織論		4	
		金融論		4	
		国際金融と世界経済		4	
		現代ファイナンス理論		4	
要修得単位	20	国際貿易理論		4	
		国際マクロ経済学		4	
		哲学	2	2	
		倫理学	2	2	
		宗教学	2	2	
要修得単位	20	心理学 I	2	2	22 単位必修
		心理学 II	2	2	

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
	授業科目	単位数	
		必修	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照	/	16 最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」 又は「教職に関する科目」について、併せて <u>16単位</u> <u>以上</u> 修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
 - 「教職に関する科目」のうち「教育実習Ⅰ」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる（※1）。
 - 「教科に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか 1 科目（4 単位）を選択必修とする（※2）。
 - 「教科に関する科目」のうち 20 単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含める。
 - 「教職に関する科目」のうち、別表（I）～（VI）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
 - 「免許法施行規則第 66 条の 6」に基づき本学が開設する科目（※「情報機器概論」を除く）及び「教科に関する科目」は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。